

令和3年第2回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月13日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○副議長の選挙	7
○副議長就任の挨拶	8
○日程の追加	9
○議長辞職の件	9
○議長退任の挨拶	10
○日程の追加	10
○議長の選挙	10
○議長就任の挨拶	11
○日程の追加	12
○常任委員会委員の選任	12
○常任委員会正副委員長の互選	13
○日程の追加	13
○議会運営委員会委員の選任	14
○議会運営委員会正副委員長の互選	14
○日程の追加	14
○皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙	15
○町長提出議案の報告及び一括上程	15
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	16
・議案第14号 専決処分承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	18
・議案第15号 長瀬町提案型事業審査委員会設置条例	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	24
・議案第16号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)	

○字句の整理	27
○町長挨拶	27
○閉 会	28

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第54号

令和3年第2回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年5月10日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和3年5月13日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件

- (1) 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)
- (2) 議案第15号 長瀬町提案型事業審査委員会設置条例
- (3) 議案第16号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	板	谷	定	美	君	2 番	井	上	悟	史	君
3 番	野	原	隆	男	君	5 番	村	田	徹	也	君
6 番	野	口	健	二	君	7 番	関	口	雅	敬	君
8 番	大	島	瑠	美	子	9 番	新	井	利	朗	君
10 番	染	野	光	谷	君						

不応招議員（なし）

令和3年第2回長瀬町議会臨時会 第1日

令和3年5月13日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任の挨拶
- 1、議長辞職の件
- 1、議長退任の挨拶
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任の挨拶
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	板谷定美君	2番	井上悟史君
3番	野原隆男君	5番	村田徹也君
6番	野口健二君	7番	関口雅敬君
8番	大島瑠美子君	9番	新井利朗君
10番	染野光谷君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤夕キ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	大栗徹君	会管理者兼計 会務税務課長	福島嶋俊晴君
町民課長	玉川真君	健康福祉課長	中畝康雄君
産業観光課長	相馬孝好君	建設課長	若林智君
教育次長	内田千栄子君		

事務局職員出席者

事務局長	枋原秀樹	書記	石川正木
------	------	----	------

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和3年第2回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回長瀬町議会臨時会を開会いたします。よろしく願いいたします。



◎開議の宣告

○議長（野口健二君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野口健二君） ここで諸般の報告をいたします。

岩田務君が3月31日をもって議員を辞職したい旨の辞職願が、令和3年3月24日付で提出されました。閉会中であったため、地方自治法第126条ただし書の規定により、議長において許可いたしました。ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。令和3年第2回長瀬町議会臨時会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

すがすがしい5月晴れが心地よく、爽やかな風とともに秩父の山々の若葉が一段と鮮やかに輝く季節となりました。議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご健勝にてご参集いただき、厚

く御礼を申し上げます。

まず初めに、令和3年4月1日付で幹部職員の昇格及び異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

今年度昇格いたしました朽原秀樹議会議務局長でございます。

○事務局長（朽原秀樹君） 議会議務局長の朽原です。よろしく申し上げます。

○町長（大澤タキ江君） 続きまして、異動者でございます。

福嶋俊晴会計管理者兼税務会計課長でございます。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 福嶋です。よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 玉川真町民課長でございます。

○町民課長（玉川 真君） 玉川です。よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 相馬孝好産業観光課長でございます。

○産業観光課長（相馬孝好君） 相馬でございます。よろしく申し上げます。

○町長（大澤タキ江君） 以上、昇格及び異動のありました幹部職員でございます。よろしく願いをいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、変異ウイルスによる感染者も含めた新規陽性者が増加傾向にあり、4都府県では緊急事態宣言が延長されるなど、極めて憂慮すべき状況が続いております。このような中、感染予防の有効的な手段の一つであるワクチン接種が、65歳以上の方を対象として全国的に開始となり、秩父郡市でも秩父郡市医師会と協力し、郡市内のどこの会場でも接種することができるよう、4月26日から予約の受付を開始したところでございます。しかし、予約の受付を開始した当初は、国から配布されるワクチンの量が少なく予約が大変混み合い、コールセンターになかなか電話がつかない状態となっており、大変ご迷惑をおかけいたして申し訳ございませんでした。

先日、5月8日に大野知事が秩父にお越しいただき、1市4町の首長に65歳以上のワクチンは十分に確保できたとの報告をいただきました。今後、国から随時ワクチンは配布され、希望する方は必ず接種ができますので、予約のできていない方も焦らずお待ちいただければと思います。一日でも早く希望者が接種できるよう、職員も一丸となって取り組んでいるところでございます。皆様におかれましても、スムーズに接種が進みますようご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、今議会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案1件、新規条例案1件、補正予算案1件の計3件でございます。慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての私の挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

8番 大島 瑠美子 君

9番 新井 利朗 君

10番 染野 光 谷 君

以上の3名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

◇

◎副議長の選挙

○議長（野口健二君） 日程第3、副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長であった岩田務君が議員を辞職したことに伴い、副議長が欠けているため、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（野口健二君） ただいまの出席議員は9名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

長瀬町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、板谷定美君及び2番、井上悟史君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（野口健二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（野口健二君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、番号順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（野口健二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、板谷定美君及び2番、井上悟史君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（野口健二君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 9票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

野原隆男君 6票

村田徹也君 2票

大島瑠美子君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い野原隆男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野口健二君） ただいま当選されました野原隆男君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎副議長就任の挨拶

○議長（野口健二君） 野原隆男君に副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○3番（野原隆男君） ただいまの副議長選挙におきまして、皆様方のご支援の下、副議長という大役を仰せつかり、大変身に余る光栄と思うと同時に、責任の重大さを痛感しております。もとより微力ではございますが、議長を補佐し、議会の円滑な運営と町政進展のために精いっぱい努力する所存でございますので、皆様方のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、副議長の就任の挨拶とさせていただきます。

ただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

- 議長（野口健二君） 皆様のご協力、感謝いたします。ありがとうございました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前9時22分

再開 午前9時24分

〔議長、副議長と交代〕

- 副議長（野原隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

- 副議長（野原隆男君） 議長の野口健二君から辞職願が提出されています。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 副議長（野原隆男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議長辞職の件

- 副議長（野原隆男君） 追加日程第4、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、野口健二君の退席を求めます。

〔6番 野口健二君退席〕

- 副議長（野原隆男君） 事務局に辞職願を朗読させます。

事務局長、朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

- 副議長（野原隆男君） お諮りいたします。

野口健二君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 副議長（野原隆男君） ご異議なしと認めます。

よって、野口健二君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、退席しておりました野口健二君の出席を求めます。

〔6番 野口健二君入場〕

◇

◎議長退任の挨拶

○副議長（野原隆男君） 議長のご退職を許可することに決定いたしましたので、退任の挨拶をお願いいたします。

○6番（野口健二君） 議長退任に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

この2年間、議長という大役を無事務めさせていただきまして、議員各位のご支援、ご協力のたまものだと感謝しております。また、大澤町長をはじめ執行部の皆さんには、誠心誠意議会運営にご協力いただきましてありがとうございました。今後は、この2年間の経験を生かし、長瀬町発展のためしっかり努めさせていただきたいと思っております。

関係者の皆様のご健勝、ご多幸をお祈りしまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◎日程の追加

○副議長（野原隆男君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎議長の選挙

○副議長（野原隆男君） 追加日程第5、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（野原隆男君） ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名いたします。

長瀬町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、村田徹也君及び6番、野口健二君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（野原隆男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（野原隆男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（野原隆男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番、村田徹也君及び6番、野口健二君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（野原隆男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 9票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

板谷定美君 6票

村田徹也君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い板谷定美君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（野原隆男君） ただいま当選されました板谷定美君が議長におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。



◎議長就任の挨拶

○副議長（野原隆男君） 板谷定美君に議長就任の挨拶をお願いいたします。

○1番（板谷定美君） 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議長選挙におきまして皆様方のご支持をいただき、議長という大役を仰せつかりました。誠に

身に余る光栄と思うと同時に、責任の重大さを感じております。もとより微力ではございますが、議会の円滑な運営と町政進展のために、誠心誠意最善の努力をする所存でございます。

また、議会は議員だけで運営できないことも認識しております。議会事務局、町長はじめ執行部の皆様、そして議員各位、ご支援とご協力をお願いし、粗辞ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

○副議長（野原隆男君） ここで、議長と交代いたします。

皆様のご協力、感謝いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時43分

〔副議長、議長と交代〕

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（板谷定美君） 令和3年5月14日に常任委員会委員の任期が満了となります。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎常任委員会委員の選任

○議長（板谷定美君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、各自の希望を取り、調整の上、委員会構成をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各自の希望を取って委員会構成をすることにします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時25分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員については、議長からご指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、板谷定美君、村田徹也君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君。

経済観光常任委員会委員は、井上悟史君、野原隆男君、野口健二君、染野光谷君。

以上のとおりご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は先ほどご指名申し上げましたとおり決定いたしました。

次に、各常任委員会において正副委員長の互選を休憩中にお願ひします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（板谷定美君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員会委員長 村 田 徹 也 君

副委員長 大 島 瑠美子 君

経済観光常任委員会委員長 井 上 悟 史 君

副委員長 染 野 光 谷 君

以上のとおり決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（板谷定美君） 令和3年5月14日に議会運営委員会委員の任期が満了となります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（板谷定美君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

長瀬町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長からご指名いたします。

2番、井上悟史君、5番、村田徹也君、6番、野口健二君、8番、大島瑠美子君、9番、新井利朗君、10番、染野光谷君。

以上のとおりご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は先ほどご指名申し上げましたとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（板谷定美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（板谷定美君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 大 島 瑠美子 君

副委員長 染 野 光 谷 君

以上のとおり決定いたしました。



◎日程の追加

○議長（板谷定美君） 皆野・長瀬下水道組合議会議員であった岩田務君が議員を辞職したことに伴い、皆野・長瀬下水道組合議会議員に欠員が生じております。

また、私、板谷定美が皆野・長瀬下水道組合議会議員をお世話になっておりましたが、議長の職に就きましたので、組合議会議員の辞職願を皆野・長瀬下水道組合議会議長に提出し、辞職が許可されました。

したがって、皆野・長瀬下水道組合議会議員に2名の欠員が生じております。

お諮りいたします。皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙

○議長（板谷定美君） 追加日程第8、皆野・長瀬下水道組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

皆野・長瀬下水道組合議会議員に野口健二君、大島瑠美子君、以上の2名をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました野口健二君、大島瑠美子君、以上の2名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、野口健二君及び大島瑠美子君の2名が皆野・長瀬下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました野口健二君及び大島瑠美子君の2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（板谷定美君） 日程第9、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第14号から議案第16号までの3件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第10、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要があるため、令和3年3月31日付で、長瀬町税条例等の一部改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（福嶋俊晴君） 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

初めに、令和3年度地方税制改正の概要でございますが、固定資産税の土地に係る負担調整措置の適用期限を令和5年度まで延長し、課税の特例措置として令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く措置を講ずるほか、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長とグリーン化特例の見直し、また個人町民税においては、住宅ローン控除の特例を延長し、所得税から控除できない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するとしております。

このうち、長瀬町税条例の改正に係る内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正による条項の繰上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第1条関係でございますが、上段の第24条第2項の改正は、税制改正による国外居住親族の取扱いの見直しにより、個人町民税の均等割の非課税限度額における扶養親族の条件について、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。」を加えるもので、令和6年1月1日から施行するものでございます。

中段の第36条の3の2第4項の改正は、個人町民税に係る給与所得の扶養親族申告書の電子提出において、税関係書類の電子化推進の観点から、電子申告の要件である税務署長の承認を廃止するものでござい

ます。

次に、2ページ上段の第36条の3の3第1項の改正は、国外居住親族の取扱いの見直しにより、個人町民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書において、扶養親族の条件を「年齢16歳未満の者に限る。」に改めるものでございます。

下段の第4項の改正は、年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出において、給与所得と同様に税務署長の承認を廃止するものでございます。

次に、3ページ下段の第53条の9第3項の改正は、退職所得申告書について一定の要件を満たす場合は、電子提出を可能とするものでございます。

4ページ下段の第90条の改正は、身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等の種別割の減免について、年齢要件を緩和し、年齢18歳未満の者を削除するものでございます。

5ページ中段の附則第5条の改正は、個人町民税の均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しと同様に、個人町民税の所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いについて見直しをするものでございます。

少し飛びまして、8ページを御覧ください。上段の附則第11条から12ページ下段の附則第15条までは、法律の改正に合わせてそれぞれ適用期間を延長するものでございます。

次に、13ページ下段の附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

14ページ中段から17ページにかけて附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、営業用乗用車について、50%軽減及び25%軽減の対象となる特例の期間を2年間延長するものでございます。

18ページ下段の附則第26条第2項の改正は、所得税の住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年間とする特例の適用期限が2年間延長されたため、その対象者についても、適用年の各年において所得税額から控除し切れない額を、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものでございます。

次に、第2条関係でございますが、19ページを御覧ください。第2条の改正は、令和2年度に改正した条例の一部を改正するもので、次の20ページの中段から下段にかけて法律の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、専決処分書の5ページを御覧ください。下段の附則でございますが、第1条はこの条例の施行期日を定めたもので、令和3年4月1日から施行するものでございますが、一部の規定については、各号に定める日から施行するものでございます。

6ページ上段の第2条から8ページ上段の第4条までは、今回の条例改正に伴う各税目に関する経過措置について、それぞれ規定するものでございます。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第11、議案第15号 長瀬町提案型事業審査委員会設置条例を議題といたします。提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 長瀬町提案型事業審査委員会設置条例の提案理由を申し上げます。

町内における起業、新規事業の立ち上げ等を支援するに当たり、提案された事業内容等について審査する長瀬町提案型事業審査委員会を設置したいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第15号 長瀬町提案型事業審査委員会設置条例についてご説明いたします。

町内において起業や新規事業の立ち上げなどを考えている事業者や個人の方を、町として支援するに当たり、提案された事業の内容等を審査するための外部有識者を含めた審査委員会の設置について、条例案を提出させていただきました。この後ご審議いただきます補正予算案にスタートアップ支援事業という事業を計上しております。町内での起業などに必要な経費を最大500万円補助するというものですが、補助対象事業を採択する際に、本条例で設置する審査委員会において審査を行いたいと考えております。

条例の内容についてご説明いたします。議案書を御覧ください。まず、第1条の設置ですが、町内における起業、新規事業の立ち上げ等を支援するに当たり、町に対して提案のあった事業について、町長の諮問に応じ提案のあった事業の内容等を審査するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、当審査委員会を設置することを規定するものでございます。

第2条の定義ですが、この条例において提案とは、民間企業等が自らの事業計画等を町に提供すること。

第2項で、審査とは、受け付けた提案について、地域の活性化、実現可能性、事業の将来性等について総合的に評価することと定義するものでございます。

第3条は、審査委員会の所掌事務を定めたものでございます。第1号、提案のあった事業の内容等に関する事項及び第2号、その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ審査するものとしております。

第4条の組織ですが、審査委員会は、委員7人以内をもって組織するものとし、第2項において、委員は、識見を有する者及び町職員のうちから町長が委嘱すると定めるものとさせていただきます。

第5条の任期ですが、委員の任期を委嘱の日から2年とすること、また再任を妨げないことを定めるものとさせていただきます。

また、第2項では、委員が欠けた場合に、補欠の委員を置くことができるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とすることとしております。

第6条は、委員長及び副委員長についての規定でございます。第1項で、委員長及び副委員長を置くものとし、第2項で委員の互選により定めることとしております。

第3項では、委員長は、審査委員会を代表し、会議を主宰することを定めております。

次のページに行きまして、第4項では、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理することを定めております。

第7条は、審査委員会による会議、審査会についての規定でございます。第1項で、審査会は、委員長が招集し、委員長が議長となることを定めております。

第2項では、委員の過半数が出席しなければ、審査会を開くことができないこと、第3項では、審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものと定めております。

第4項において、審査会は、非公開とすると定めておりますが、これは審査する内容に機微な情報が多いためでございます。

第8条は、審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、審査会に出席を求めて意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができることを定めるものとさせていただきます。

第2項では、審査委員会は、必要に応じ、提案のあった事業に関係する町職員を審査会に出席させ、意見等を求めることができることを定めております。

第9条は、委員への報酬は、特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の規定により支給することを定めるものとさせていただきます。

第10条は、委員会の庶務は、企画財政課において処理することを定めるものとさせていただきます。

第11条は、委任規定でございます。この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定めるとするものとさせていただきます。

最後に、附則でございます。第1項の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行するものとさせていただきます。

第2項は、会議の招集に係る特例で、最初に行われる審査会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が行うことを定めるものとさせていただきます。

以上で議案第15号 長瀬町提案型事業審査委員会設置条例の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、何点か、目新しい言葉でちょっと分かりにくいのですが、歳入を見ると新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金ということです。

まず、第2条のところ「民間企業等」とあるのですが、「等」というのは個人を含むのかどうか。例えば個人商店とか、そのようなものもありますよね。これを含むのかどうか。

それから、第3条に諮問があって、審査がある。そうすると、答申というふうな、答申ではないのかも分からないけれども、ここのところで何らかの審査結果をどういうふうに扱うのかということ。

それから、運営といいますか、予算が町ですから、町の課が担当ということですよ。企画財政課が。ということは、これは例えば横瀬町に「よこらぼ」なんてありますけれども、「よこらぼ」の運営主体はリクルートです。ああいうところに振るのか、そうではなくて企画財政課が運営主体となってやっていくのか。

それから、これが終わったときに、これはネット上でやるのかな。住民に知らせただけでは駄目だ。外から当然入ってくる場所もあると思うのです。そんなふうなところは、どういうふうに広報するのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

4点あったかと思いますが、まず、第2条にあります「民間企業等」には、個人を含むかどうかということでございますが、含めるということで考えております。現在、事業を行っていないようなこれから起業をしたいという方も含めて、提案を募集したいというふうに考えております。

次に、第3条で諮問とありますが、審査結果をどのように扱うかというご質問でございます。おっしゃるとおり諮問ですので、審査委員会からは答申ということで、町長に対して審査の結果を出していただきまして、それに基づいて支援をする事業といいますか、補助対象事業を決めるというふうに考えております。

3点目、この事業の運営を「よこらぼ」のように民間企業に任せるのか、町で運営するのかという質問でございますけれども、こちらにつきましては企画財政課、町のほうで運営をすることで考えております。

最後、4点目、どのように広報する予定かということでございますが、この後ご審議いただきます補正予算案のほうでもご説明をいたしますが、大きく2つ考えておりまして、議員おっしゃるとおり、町の回覧とかだけでは当然周知は不足しますので、ホームページの作成ですとか、SNSを利用した情報の発信、そういったものを委託として民間企業に頼むことを考えております。

また、PRメディアの利用ということで、情報発信のハブとなっているホームページというのがございまして、自治体も含めていろんな企業がプレスリリースを行うのですけれども、そういった情報が集まるサイトというのがございます。そちらに情報を掲載させていただきまして、いろんなメディアに取り扱っていただいたりとか、あとはこちらが情報発信をしたいというところに指名して情報発信をすることもできますので、そういったことで広く広報したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 民間企業等については、個人も含まれると。これは民間企業、個人という名称でもよかったのかなと私は思いますけれども。

こうなると、例えば2年前だったかな、調べてくればよかったのですが、酒蔵さんが来たりとかいうときに、商店とかそういう企業に面積に応じて補助金を出したのです。それは多分今も続いているのではないかと思う。どういう条例だったか、今手元にないので分からないのですが、両方ともかぶる可能性もあると。ダブって補助というのですか、支援を受けられると。これでいきますと、500万円ですよ。約2,700万円ぐらいを、さっきの話、一般会計の補正で出てきますけれども、2,700万円ぐらいだから、約5件ぐら

いですよね。そうすると、相当しっかり審査をやってもらわないと、個人でお店を出しましたと。これは、これに該当しますということで、ここで新型コロナで500万円補助すると。それから、2年前だったかの、そういう商店なんかの面積に応じて補助を出すというふうな補助が出ると。補助をしてはいけないということではないのですけれども、それが定着していくような内容でなければ、国から来るとはいつでも税金の無駄遣いと言ったらいいか、そんな感じになるのではないかなと。

特に委員さんは7名とありますけれども、多分役場職員さんも入っていたと思うのです。外部有識者とか、識見を有するとかありますけれども、これは非常に難しい内容かなと。特に審査会が非公開となっているというふうなことなので、これは分かるような気がしますけれども、例えば全く「よこらぼ」なんかとは発想が違うわけです。かぶっている点も私調べてみて、あるような気がするのだけれども、そうすると今まで「よこらぼ」なんかだと、80件ぐらいの申込みがあつたりしているわけです。実際問題として、審査していいですよということになって、そのとき限りで後追いが無いのです。だから、撤退してしまったところなんかもあるのだけれども、どこが撤退したかはっきり要するに横瀬町自身でつかんでいないと。そんなことを言っては横瀬さんに悪いですけども、そういうところも出てきているのです。

これは500万円を最大限とするけれども、その500万円までではなくて、例えば100万円ずつということ、2,500万円ぐらいの予算に割り振られたという可能性もあるわけですよ。これは1年間ではなくて、今回限りの予算ということでもよしいのかどうか。ちょっと重複したような、質問の内容が分からない点があるかもしれませんが、もう一度、要約できていない質問ですが、答えていただきたいと思います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、企業誘致条例のことだと思うのですが、そちらと重複する部分があるのではないかとご質問でございます。これもおっしゃるとおり、企業誘致条例ですと、一定の要件を満たした事業者に対して補助をするという制度になっております。なので、今回スタートアップ支援事業に対して、その要件を満たす結構規模の大きな事業といたしますか、企業さんがもし来ていただけるのであれば、それは両方該当するというケースは想定されます。今回は、その要件に満たないような、例えばですけれども、パン屋さんを1軒出すとか、そういったものも含めて幅広く提案をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

もう一点、定着していくような内容でないと、税金の無駄遣いになるのではないかとご質問でございます。これも議員おっしゃるとおりでございます。そういった意味も含めて委員7名の中には、金融機関の方ですとか、あとは埼玉県で創業・ベンチャー支援センターというのを運営している公益財団法人があるのですが、そういったところの方を委員にお招きして、きちんと実現性ですとか継続性、そういった面も含めて審査を行っていきたいというふうに考えております。

今回限りの予算かどうかというご質問でございますけれども、先ほどからおっしゃっていただいているとおり、地方創生臨時交付金を今回充てている事業でございます。これにつきましては今年度限りと考えております。ですが、補助金を出すことだけがスタートアップの支援だとは思っておりません。それこそ「よこらぼ」さんでやっているように、町としてマッチングというのですか、空き店舗があるところの情報を提供したりですとか、町で既に事業をやっている方々と連携をしていただいたりですとか、そういった支援の仕方もあるかなと思っておりますので、事業の提案を受けて、それに対して支援するというのは、何らかの形で続けていければというふうに考えているところでございます。不足があれば、また言

ってください。

以上でございます。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、最後に1点です。

今の委員さんの内容で見ると、金融機関さんとか埼玉県のところは、横瀬町も当然かぶっていますよね。私が言いたいのは、それを審査した後に、先ほども担当は長瀬町の企画財政課ですねと言ったことは、その見守り等について、委員さんはいつもということできないわけですから、そののこのところをしっかりとやっていただけるのかどうかと。こういうので来てまちづくりがしっかりとできていけば、長瀬町にとってはプラスのことになると思うのですけれども、その企画財政課、ひいては町としてしっかりと見守りというのですか、そういうところをチェックとか、ただ経営が成り立たないから駄目になってしまいました。当然そういうこともあると思うのですけれども、そのチェック機関をどうにやるかということ、今ここでしっかりとやっていただきたいと。それは大丈夫なのかという最後の質問です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

採択事業が継続できるように、企画財政課、町としてきちんと追っていくようにということでございますが、当然そのように考えております。先ほどは申し上げなかったのですが、委員の中に町の商工会ですとか、町の機関も含めて入っていただきまして、可能であれば、そういったところとも連携しながら経営がきちんと続いていくように、町として継続して見守りというか、支援は行っていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） まず、審査委員会設置条例の中で町長の諮問に応じというのですけれども、町長の諮問委員会、諮問というのはよく聞くのですけれども、あいつとあいつがなったのは、町長の昵懇だからなれたとかというのが多いのです、そういうのが。それから、ここに書いてありますように、「審査委員会は、委員7人以内をもって組織する。」というのですけれども、7人というのは、今聞きましたら、金融機関がありました、商工会がありました、何がありましたというのですけれども、いろいろ委員さんと言っているのですけれども、では長瀬町のほうの課長は誰がなるのですかということ、まだなったばかりの課長さんだとか何とかというのが、委員会の中で黙って、黙ればかは3年分らないとよく言いますけれども、そののこのところを黙っているのではなくて、研究しなければ言葉は発せられないのです。いろいろと死に物狂いでうちで勉強してきて、その会議に間に合わせようと思って、これとこれ、こっちをこういうふうにとすることをしないとなののですけれども、忙しい、忙しい、今度は会議があるから、そっちに行ってくるのだと。分からないから黙っているというのは、一理あると思うのです。だから、そののこのところ町長に言うのですけれども、諮問委員というのは、またあの人かい。町長は、またあの人好きだからなと言われなないように、そののこのところをお願いしたいと思います。

それから、ここにありますスタートアップ支援事業補助金、こっちに行ってしまうのですけれども、条例を決めるにつきましては、お金が出る場所というのがあるのですけれども、スタートアップ支援事業補助金というので500万円掛ける大体5つの団体をということで、2,500万円という金額をしてありますよね。それから、あとスタートアップ支援事業広告事業委託料というのですけれども、それはさっきのよう

にホームページだとかSNSとか、委託だとか何とかというのでお金を使うかと思うので、ここについているのでしょうかけれども、そのところは金額が金額で59万4,000円ですから、これはこれでいいと思うのですけれども、スタートアップ事業の500万円掛ける5人って、大体さっき言いましたよね。全部ではなくて、500万円掛ける5人って、5つの人たちが応募してくるといのは、長瀬町からしてくる方というのは、商工会のもらえるから来たという。それで、あとは最後は町だとか何とかというのについては、追跡調査というのはいつもしてくれないからというのがよくあるのですけれども、それは私もずっと長いことやっていましたので、商工会とか何かというのでも、バイオマス発電とか何か、ヤオヨシさんが昔あったところに、右、一番こっち、こっちから行くと奥のほうにありましたよね。そのときに、あそこを見たら何もやっていないよと。あれはただつくただけで、看板だけがかいやつがあったよなって聞きました。そうです。そうなのだけれども、それは商工会の青年部がそれでやっているのだからというお話も聞いたので。

要するにつくりました。それから、あとは株式会社になりました。株式会社は幾らでもできるからというので、はしっこい人がそれをつくって、500万円と。こういうのがあるのなら、それでもらって、駄目だったらそれでというので、長瀬町でも産業でいろいろお土産品とか何かというの、みんなことごとく失敗しているというような、つくりました。でも、売れませんというの、補助金がついているときにはお金がすごくいいのですけれども、補助金がなくなったら、あとは続かないというの、金額が金額だから、鮎でも何でも3匹500円なんて、誰もお土産は買わないのです、そういうのと同じことなので、このスタートアップ事業支援500万円掛ける5人というのですけれども、おじいさん、おばあさんで見守り隊というのがずっと2年も3年も5年も大体見守り隊というのが見てくれるようだったら、どうにかということと。

それから、質問すると、いつでもこれは個人情報だから言えませんか。だけれども、補助金を出しているということについては、誰と誰がもらっているのだと聞かれましたら、どこそことどこそことと言えるような企業というのですか、その人ではなくて、金をもらっているのだから、皆さんの税金をもらってその事業をやるのだからということを考えて、設置条例をつくるのは結構なのです。何でも前向きでいいのですけれども、その後のことをよく考えてやってもらわないと困るのです。それで、委員の任期は委嘱の日から2年とするという形で、2年でというので、大抵が逃げの一手ではないですけれども、それでというので、もう俺は買ってしまったから駄目なのだよ、俺はと。そういうこともありますので、ここにできているということは、委員さんの名前は大体挙がっていると思う。これからなんていうのろいようなことでなくて、大体決まっていると思うのです。だから、今聞きましたように商工会から1人です。それから、あと企業からとか、あと……

○議長（板谷定美君） 大島議員、質問は簡潔にお願いいたします。

○8番（大島瑠美子君） はい、分かりました。すみませんです。

そうですので、村田議員が言ってしまったこと以外で言うと、一番のあれは補助金の2,500万円が、その後有効に使われなくては困るので、そのところで質問というのは、もしもこれをやった場合には、企業とか個人の名前を教えていただけるかどうか、それを質問したいと思います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

審査委員会で募集のあった提案に対しまして、何を採択したかということについては、公表するのが当

然だと思っておりますので、それは公表する予定でございます。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 長瀬町提案型事業審査委員会設置条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（板谷定美君） 日程第12、議案第16号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,797万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億3,474万4,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（板谷定美君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第16号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回5,797万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億3,474万4,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費国庫負担金の補正額2,519万2,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る医師、看護師の経費について、その全額を国の負担金で賄うため、増額するものです。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額2,774万8,000円は、アフターコロナ社会に向けた地域の活性化、移住の促進などを目的とした事業について、地方創生臨時交付金を活用するため増額するものです。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額503万3,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため、増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正につきまして、主なものをご説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。第2款総務費、第2項企画費、第2目新型コロナウイルス感染症対策費の補正額2,774万8,000円ですが、町内における起業、新規事業の立ち上げなどを支援するスタートアップ支援事業と、当町への移住促進、ひいては東京一極集中の解消を図ることを目的に空き家の流通を促す空家流通促進事業、2つの事業を計上しております。

まず、スタートアップ支援事業ですが、アフターコロナ社会に向けて、民間事業者や起業を予定している個人などから提案のあった事業のうち、外部有識者を交えた審査委員会で採択を決定したのものに対して、事業の立ち上げに必要な経費を1件当たり最大500万円補助いたします。5件分の補助金2,500万円と、審査委員の報酬及び費用弁償、事業を広く周知するための広告事業委託料及びPRメディア使用料を合わせまして合計2,574万8,000円を計上しています。

次に、空家流通促進事業ですが、新型コロナの影響下で移住を検討されている方々に対して提供可能な物件を増やすため、ちちぶ空き家バンクに物件を登録した方に対して20万円を補助するものです。10軒分、200万円を計上しています。

第5項選挙費、第5目町議会議員補欠選挙費の補正額407万3,000円は、町議会議員に欠員が生じ、7月4日投開票の町長選挙に併せて補欠選挙を行うこととなったため、選挙運動公営費負担金などの必要経費を計上するものです。

第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費の補正額2,519万2,000円は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種、個別接種における接種や予診に係る医師、看護師の経費について、委託料として計上するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目育英費の補正額96万円は、育英奨学資金の貸与希望者が当初予算の見込みを上回ったため、貸付金を増額するものです。

以上で議案第16号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（板谷定美君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先ほどのスタートアップ支援事業補助金500万円を5件と、さっき私、100万円でもいいのかというふうなお話したのですけれども、500万円に達しないで、100万円をもう少し人数を増やしてという場合もあるのかというのをちょっと。今のだと、500万円を5件と言われたので。

それから、空家流通促進事業補助金、20万円を10軒と言われましたよね。これは、審査しないとだと思えるのですけれども、ちなみに今登録している人は駄目なのですね。これからですよ。私の住んでいる上中宿は約50軒です。7軒空き家があります。私、今日帰って急いでこういうのがあるのだけれどもといって、そうすればそれが7軒埋まってしまう状況です。それはちょっとどうかと、いかがなものかなと、自分自身でも。その物件が貸せるものかどうかとか、町中相当数あると思うのです。それをどういうふう

空き家だから、住んでいない人が多いわけです。うちがあって、隣にまた持家があって、違う家があったとかいう人なら分かるけれども、そうでない限りは空き家なのだから、どうやってそれを広報させるのかどうか。簡単に20万円掛ける10軒と言われましたけれども、今現在空き家が多分百何軒ぐらいはあると思います。うちの区だけで7軒あるのだから、隣の区も入れればいっぱい、これから将来的に空き家が相当増えてくるということなのですけれども、これはどういうふうに審査するのか、どういうふうに周知するのかということは、非常に難しいと思うので、そこのところをどういうふうに考えてこの予算を出されたのか、お答え願います。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、スタートアップ支援事業につきまして、先ほどの際に、ご質問にきちんと答弁ができていなかった内容になりますが、議員おっしゃるとおり、予算上は500万円の5件分ということで2,500万円にしておりますけれども、審査の結果、そこまで至らないケースも想定しておりまして、その場合は予算の範囲内であれば、例えば全部100万円になるのであれば、100万円の25件とか、そういったケースも考えております。

次に、空家流通促進補助金の関係でございます。上中宿だけでも空き家が7軒あるということで、議員おっしゃるとおり、町内の空き家については相当数ある状況でございます。なのですが、これまでちび空き家バンクに登録を促してはきたのですけれども、なかなか登録が進まなかった状況がございます。実際、過去3年で見ますと、町内について登録があったのは6軒にとどまっているという状況でございます。なので、まずは10軒分ということで予算を計上させていただいたのですけれども、これで効果が上がるといいですか、議員にもご協力いただいている方々に知っていただいて、すぐに予算が足りなくなるような事態になった場合は、この事業の効果があるということだと思っておりますので、その場合はまた改めて補正をさせていただくなり、そういったことを検討していきたいというふうに考えております。

この事業についてどのように広報するのかということでございますけれども、まずは町内の方に関しては、回覧ですとか広報に載せるとか、そういったことをまずはさせていただきます。町外に所有者がいるケースも当然ありますので、そういった方々については情報を庁舎内で持っております。役場内で持っておりますので、直接こういった補助金制度があるということも含めて、空き家の利活用というのをご検討いただけないかということ、電話等で呼びかけをしたいというふうに考えております。

ご質問に対しては以上です。

○議長（板谷定美君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） この予算がもっともっと多ければいいのですが、ただそれだけ人が来てくれるかどうか分からないという点もあると思います。今、課長がデータを持っているので、電話でとかというお話だったのですが、これは予算に対しては雑務が増えてしまうのではないかなと。雑務と言っては失礼なのですが、だから分かりやすいようにネット上に大きくこういう事業をやりまよとか、回覧のところに小さく書いてあるのを読まない人が多いので、例えば回覧とかでも大きくこういうのがありますので、お知り合いの方はどうか、そんなふうな工夫した広報をぜひやっていただいて、役場職員の方が相当百何十軒、本当に不公平が生じる場合があると。電話が来たうちも来ないうちもあるとか、もし役場からの連絡といった場合に、うちは連絡来なかったとか、そういう不平等性も考えられるので、そういう手段は最終的なことにしていただいて、ネット上に、高齢者等はなかなかそれを見ることはできないと思うけれ

ども、そんなふうな工夫をしてやっていただいたらどうかと思います。また、それはやり方を工夫して、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板谷定美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

大変ありがたいご指摘をいただきました。広報紙ですとか、町ホームページにも当然掲載はするつもりでおりますけれども、せっかくですので、大きく見やすく載せさせていただいて、情報が少しでも多くの人に届くように工夫をさせていただきたいと思います。

また、電話かけも不公平、不平等が生じないように、やるとしたら職員でローリングといいますか、補助金あるなしにかかわらず、空き家の活用というのは進めなければいけないと考えておりますので、その辺も工夫をしながら、不公平、不公平が生じないように広報したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板谷定美君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和3年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎字句の整理

○議長（板谷定美君） ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板谷定美君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎町長挨拶

○議長（板谷定美君） 以上で本臨時会の会議に付された議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、議長選挙をはじめ、議会構成等も決まり、誠におめでとうございます。本日就任されました板谷定美議会議長を中心に、町民の期待に応えるべく、町政の発展のためご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今議会では、町政の重要案件3議案を提出いたしました。慎重にご審議いただき議決等をいただき、誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

最後になりますが、気持ちのよい新緑の時期ではございますが、寒暖差の大きい時期でもございます。皆様には健康にご留意され、また町政の進展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（板谷定美君） これをもちまして令和3年第2回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

議 長 板 谷 定 美

前 議 長 野 口 健 二

副 議 長 野 原 隆 男

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 染 野 光 谷